

暮

ら

し

の

情

報



目次

- P1 食品加熱時の突沸に注意！
- P2,3 訪問購入のトラブルについて
- P4 第45回市原市消費生活展を開催しました



食品加熱時の突沸に注意！

寒い季節がやってきました。

この時期、なにかと暖かい飲み物を欲しくなる方が多いのではないのでしょうか。

飲み物を温める際には注意が必要です。急激な沸騰により、中身が飛び散る「突沸」という現象が起こり、顔などをやけどするという事故が全国の消費生活センターに寄せられています。

以下の点に特に気を付けて、事故を未然に防ぎましょう。

- 1 電子レンジで飲み物を温める際には、温めすぎないようにしましょう。
コーヒーや豆乳などを温めすぎると突沸が起きることがあります。飲み物専用の温め機能を使用するか、取扱説明書に従った使用をすることが事故防止に効果的です。
- 2 電子レンジで飲み物を温めすぎてしまった場合、突沸を避けるため、加熱が終了しても容器をすぐに取り出さず、扉を開けないで1～2分冷ましましょう。
コーヒーや豆乳などを温めすぎてしまった場合、飲み物を取り出した際の振動などで突沸が起きる可能性があります。間違っても温めすぎた場合には、すぐにレンジの扉を開けずに1～2分冷ましましょう。
- 3 ガスコンロやIHクッキングヒーターを使って液体を温め直すときは、火力を弱めにし、かき混ぜながら行いましょう。
ガスコンロやIHクッキングヒーターでも、みそ汁やとろみのある食品を温めなおすと突沸が起こることがあります。火力を弱めにし、かき混ぜながら温めましょう。



自宅にやってきて貴金属を安く買い上げるトラブル

訪問販売の一部において、強引な勧誘で商品などを売りつける事例が問題になり、すでに法律で訪問販売のルールが作られています。

数年前からは、自宅に販売ではなく買い取りにやってきて、貴金属等を買ってゆく「訪問購入」でトラブルが起きるようになりました。不意打ちに訪問してくるほか、貴金属等が目的であっても衣類等を口実に訪問の約束を取り付ける事例も見られます。自宅への訪問ということもあり、高齢者、女性、家事従事者がトラブルの主体となることが多いという特徴があります。



事例1：

いらぬ服があれば買い取るので見せてほしい、との電話があり、訪問を承諾した。その後、気が変わり断りの連絡をしようとしたが、相手は会社名も電話番号も名乗らなかったため連絡のしようがない。



電話番号？

会社名？



事例2：

古い靴を買い取るという電話があり、自宅で見ってもらうことに。やって来た営業員が途中から貴金属の話をはじめ、仕方なくネックレスを見せた。その後、ネックレスを相手の言い値で売ってしまったが、後悔しているため売却の取り消しをしたい。クーリングオフはできるか。



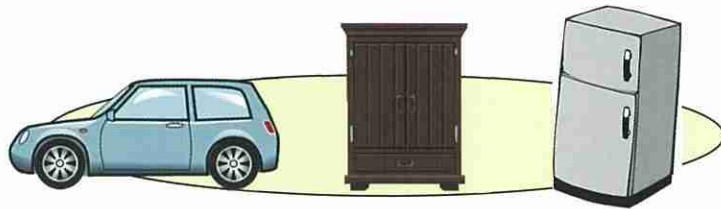
平成25年2月に訪問購入のルールが法律で取り決められましたが、今までに上記事例のような訪問購入に関するトラブルの相談があります。

トラブルについて

【訪問購入に関する主なルール（特定商取引法）】

一部の物品（注）を除く全ての物品に関する訪問購入が規制対象。

（注）大型家電、家具、自動車、書籍、CD・DVDゲームソフト、有価証券



等は対象外

①あらかじめ消費者から勧誘の要請（同意）がない飛込み訪問は禁止。
また、次のようなケースも該当します。

（事例）靴の買取で訪問を同意→訪問時に貴金属の買取を勧誘された。
査定だけのつもりで訪問を同意→訪問時に買取を勧誘された。

②取引に先立って、事業者名、訪問目的、買取物品の種類^{の明示義務}。

③消費者が断った場合、居座りや再勧誘の禁止。

④契約書面の交付義務。

⑤8日間のクーリングオフ制度^(*)

⑥クーリングオフ期間内は、消費者は売却した物品の引き渡しを拒絶する権利。

（*）消費者の理由に関わらず、消費者に負担なしで解約できる制度。



【トラブルにあわないために】

- ・事前に電話勧誘を受けた場合、**不要であればはっきり断りましょう。**
- ・突然、飛込みの訪問を受けた場合、**不用意に家に入れないで、インターフォンを活用しましょう。**
- ・売却時には、**必ず契約書面を受け取り、物品の明細も確認**しましょう。
- ・売却に不安があれば、クーリングオフ期間の8日間は**物品を手元に置いておく**こともできます。
- ・訪問を受ける際は、**不安であれば一人で対応せず、家族や友人等に同席**してもらいましょう。



第45回市原市消費生活展を開催しました

12月5日と6日に第45回市原市消費生活展を開催いたしました。

今回の会場は夢ホール。昨年度までと会場が変わりましたが大勢の方に参加いただきました。

ご参加、ありがとうございました！



夢ホール



会場では、消費者団体や企業等がパネルを使用し、展示を行いました。(写真左右)



会場内には、手作りコーナーもあり、子どもたちが夢中になっている姿が見られました。(写真左)
ステージ上では、悪質商法や健康に関する寸劇・体操が発表され好評を博していました。(写真右)

市原市消費生活センター
住所 〒290-0081
市原市五井中央西1丁目1番地25
サンプラザ市原2階
電話 0436(21)0844
FAX 0436(21)0899
HP http://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/syouchi_simin/index.html

消費生活相談専用電話※

0436 (21) 0999

相談受付時間 9:00~12:00・13:00~15:30
(土・日・祝日・年末年始除く)

※消費者からの、業者との契約に関する相談などを受け付けています。